

生成 AI を活用した広報業務・デジタル技術を活用した広聴業務の開発運営サポート
委託業務に関する質問回答書
(令和5年7月6日回答分)

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | <p>[公募型プロポーザル実施要領] 4 プロポーザル参加資格 本プロポーザルに参加する資格として、実施要領に記載されている資格以外で、類似事業に関する契約実績は必要でしょうか。</p> | <p>本プロポーザルの参加資格として、類似事業に関する契約実績は求めておりません。</p> |
| 2 | <p>[委託業務仕様書] 2 業務内容(1)①エ 「石川県 生成 AI の利用に関するガイドライン」の内容が既に公開されている場合、公開している情報の入手先をご教示いただけますでしょうか。また、公開されていない場合、事前に情報提供いただくことは可能でしょうか。</p> | <p>別添のとおりです。</p> |
| 3 | <p>[委託業務仕様書] 2 業務内容(2)①② 本業務では、石川県様の保有するデータのデータベース化とデータベースから分析が行える環境を整えるところまでが本業務の範囲であり、保有データの分析や分析手法に係るアドバイス等は対象外ということよろしいでしょうか。</p> | <p>データベースの作成手法・分析手法についてご提案いただき、提案内容を踏まえて、データベースを作成し、分析結果を取り出せるようにするところまでが業務範囲です。 ただし、分析結果に基づくコンサルティング等を求めるものではありません。</p> |
| 4 | <p>[委託業務仕様書] 2 業務内容(2)①② 上記質問で本業務に必要とされる作業について、それぞれの程度の頻度とボリュームを想定されていますでしょうか。(例：〇〇か月に一度、〇〇人日/回)</p> | <p>発注者として特に想定している手段等はありません。 業務の対象とするデータは「別紙：業務委託仕様書「2 業務内容」に定める、共通のデータベース作成の対象とするデータ」に記載のとおりです。</p> |
| 5 | <p>[委託業務仕様書] 2 業務内容 全般 外部の生成 AI サービスを利用する場合、サブスクリプション等で発生する費用は本業務に含みますでしょうか。その場合、その期間は業務期間の令和6年3月31日までよろしいでしょうか。</p> | <p>外部サービスの利用に関する費用も含めて、提案上限額以内でご提案ください。 業務期間は令和6年3月31日までとさせていただきます。(現時点では、令和6年度以降の業務継続の有無及び業務継続の有無をいつ判断するかは未定です。)</p> |

石川県 生成 AI の利用に関するガイドライン

第 1.0 版

【2023 年 6 月 30 日】制定

(趣旨)

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、業務における生成 AI を利用する際に注意すべき事項を解説したものです。生成 AI は、業務効率の改善や企画立案などに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインをよく読んでいただき、生成 AI を適正に利用してください。

2. 本ガイドラインが対象とする生成 AI

ChatGPT 等、LLM（大規模言語モデル）を利用した文章生成 AI サービスや画像生成 AI 等を対象としています。

2. 1. 約款型外部生成 AI

本ガイドラインの主な対象です。

生成 AI サービス機能を提供している事業者からサービス提供をうけるため、入力行為及び生成物利用にあたっては注意が必要です。また生成 AI サービス機能を提供している事業者から当該機能を API 等を経由して自社サービスに組み込んでサービス提供している事業者からサービス提供を受ける場合も含まれます。

2. 2. 個別契約型生成 AI

独自のモデルを構築し組織内で処理が完結している AI を指します。

入力データが生成 AI 事業者には提供されないため、生成 AI サービス利用のリスクのうち、入力行為のリスクは低くなります。ただし生成物をどのように利用してよいかは注意が必要です。

3. 本ガイドラインの構成

生成 AI は、いずれのサービスも基本的に「ユーザが何らかのデータを入力して何らかの処理（保管、解析、生成、学習、再提供等）が行われ、その結果（生成物）を得る」という構造です。

そのため、本ガイドラインは以下の 2 つのパートから構成されています。

- ▼ データ入力に際して注意すべき事項
- ▼ 生成物を利用するに際して注意すべき事項

4. 生成 AI の利用用途

用途の制限は設けません。

しかしながら、業務上利用するものですので、当然に自らの所管業務の範囲内に限られます。

5. データ入力に際して注意すべき事項

5. 1. 第三者が著作権を有しているデータ

単に生成 AI に他人の著作物を入力するだけの行為は著作権侵害に該当しません。(もっとも、生成されたデータが入力したデータや既存のデータ(著作物)と同一・類似している場合は、当該生成物の利用が当該著作物の著作権侵害になる可能性もあります。具体的には「生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性がある」の部分を参照してください。)

また、ファインチューニングによる独自モデルの作成や、いわゆるプロンプトエンジニアリングのために他者の著作物を利用することについても原則として著作権侵害に該当しないと考えられます。

5. 2. 登録商標・意匠(ロゴやデザイン)

商標や意匠として登録されているロゴ・デザイン等を生成 AI に入力することは商標権侵害や意匠権侵害に該当しません。この点は著作物と同様、あくまで「入力行為」に関するものである点に注意が必要です。

(故意に、あるいは偶然生成された、他者の登録商標・意匠と同一・類似の商標・意匠を商用利用する行為は商標権侵害や意匠権侵害に該当します。すなわち、生成 AI にロゴやデザインを入力する際には登録商標・意匠の調査の必要性は乏しいですが、生成物を利用する場合には調査が必要です。)

5. 3. 著名人の顔写真や氏名

著名人の顔写真や氏名を生成 AI に入力する行為は、当該著名人が有しているパブリシティ権の侵害には該当しません。(ただし、生成 AI を利用して生成された著名人の氏名、肖像等については、それらの氏名や肖像等を商用利用する行為はパブリシティ権侵害に該当します。)

5. 4. 個人情報

ChatGPT 等の生成 AI においては、個人情報(要配慮個人情報含む)を入力してはいけません。

5. 5. 他社から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報

外部事業者が提供する生成 AI に、他者との間で秘密保持契約（NDA）等を締結して取得した秘密情報を入力する行為は、生成 AI 提供者という「第三者」に秘密情報を「開示」することになるため、NDA に反する可能性があります。

そのため、そのような秘密情報を入力してはいけません。

5. 6. 非公開情報

石川県情報公開条例第 7 条第 1 号から第 7 号までに掲げる情報のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）は生成 AI に入力してはいけません。

5. 7. 生成 AI の利用規約

生成 AI のサービスを利用する場合は、当該サービスの規約の確認が必須です。

生成 AI サービス機能を提供している事業者から当該機能を API 等を経由して自社サービスに組み込んでサービス提供している事業者からサービスを受ける場合、生成 AI サービスの規約と当該サービス両方の規約をチェックしてください。

6. 生成物を利用するに際して注意すべき事項

6. 1. 生成物の正確性・信頼性

大規模言語モデル（LLM）の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものです。したがって書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があります。

生成 AI のこのような限界を知り、その生成物の内容を盲信せず、必ず根拠や裏付けを自ら確認するようにしてください。

6. 2. 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性がある

6. 2. 1. 著作権侵害

生成 AI からの生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

そのため、以下の留意事項を遵守してください。

特定の作者や作家の作品のみを学習させた特化型生成 AI は利用しないでください。

生成物が他者の著作権を侵害しないよう、データ入力欄に既存著作物、作家名、作品の名称を入力してはいけません。

特に生成物を「利用」（配信・公開等）する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの調査を行うようにしてください。

6. 2. 2. 商標権・意匠権侵害

画像生成 AI を利用して生成した画像や、文章生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを商品ロゴや広告宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性がありますので、生成

物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うようにしてください。

6. 2. 3. 虚偽の個人情報・名誉毀損等

ChatGPT 等一部の生成 AI は、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られています。

虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反（法 19 条、20 条違反）や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性がありますので、そのような行為は行ってはいけません。

6. 3. 生成物の著作権

生成 AI を利用しての創作活動に人間の「創作的寄与」があるか否かについては議論があることから、自らの創作物として権利の保護を必要とする場合は、生成物をそのまま利用することは避け、できるだけ加筆・修正するようにしてください。

6. 4. その他

生成 AI においては、これまで説明してきたリスク（主として法令上の制限）以外にも、サービスのポリシー上、独自の制限を設けていることがあります。

ニュース生成、ニュース要約など、コンテンツを作成して対外的にそのまま提供する場合には、AI が使用されていることと、その潜在的な限界を知らせる免責事項をユーザに提供する必要があることも同ポリシーには明記されています。さらに、関連ポリシー上は、ChatGPT など OpenAI 社のサービスを利用して生成されたコンテンツを公開する際には、AI を利用した生成物であることを明示することなどが定められています。